第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（出頭を要しない場合等） **第五十九条の六**　［1・2　略］ 3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［一・二　略］ 三　法第二十一条第四項において準用する法第二十条第四項の規定により交付する在留カードの受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して第六十一条の三第一項第七号に規定する申請書の提出を行つた場合。 ［4・5　略］ （電子情報処理組織による申請等） **第六十一条の三**　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　第十九条第一項の規定による資格外活動許可の申請書の提出（次号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。） 七　第二十一条第一項の規定による在留期間の更新（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出 八　第二十九条第一項の規定による再入国の許可（法別表第一の上欄の在留資格（外交、特定技能及び短期滞在の在留資格を除く。）をもつて在留する者に係るものに限る。）の申請書の提出（前号に規定する申請書の提出と同時にする場合に限る。） 九　［略］ 十　［略］	（出頭を要しない場合等） **第五十九条の六**　［1・2　同上］ 3　法第六十一条の九の三第四項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［4・5　同上］ （電子情報処理組織による申請等） **第六十一条の三**　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 六　［同上］ 七　［同上］